

20 陳情 第 28 号	消費者行政の体制・人員・予算の拡充を求める件に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 9 月 10 日受理、平成 20 年 9 月 17 日付託
陳情者	千代田区霞が関 _____

(要 旨)

新宿区において、新宿区議会が、新宿区長に対し、新宿区の消費者行政を向上させるため、消費者行政の体制・人員・予算を以下のとおり拡充することを求めることを採択してください。

- (1) 消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、新宿区の新宿区立新宿消費生活センターの人員を拡充し、十分な予算措置を講じること。
- (2) 新宿区の消費者行政充実のため、東京都と東京都下の有識者・消費者団体等から構成される東京都地方消費者行政充実会議(仮称)への参加や、東京都並びに他の区市町村とからなる区市町村協議会の開催等により、東京都や他の区市町村との連携を強めること。

(理 由)

近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等さまざまな消費者被害が後を絶たない。

消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられているが、その件数は、1995年(平成7年)度が27万件であったものが、2006年(平成18年)度には約110万件に達し、1995年(平成7年)に比べ約4倍に増大している。

当区においても、1995年(平成7年)度が約2438件であったものが、2006年(平成18年)度には約3314件に達し、95年に比べ約1.4倍に増えている。

こうしたなかで真に区民の消費生活の安全・安心を守るためには、目下政府が設置を検討している「消費者庁」の実現をまつだけでなく、自治事務として自ら消費者行政を担っている当区自体の消費者行政の充実強化が不可欠である。

そのためには、当区の消費者行政のあり方を見直し、消費者行政の中心となる相談体制の充実や、東京都、他の区市町村との連携を行うなど、消費者行政の体制・人事・予算の拡充を図る必要がある。